⑶　確 定 年 月 日　平成23年11月８日
⑷　被告人の氏名　芹澤　和之
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、被害者方に侵入して窃取した現金の一部である106万1000円を埼玉県大里郡寄居町所在の「ファミリーマートながおかや寄居店」に設置された現金自動預払機から、東京都江戸川区西小岩所在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行小岩支店に開設された前記芹澤管理の相葉龍太郎名義の普通預金口座に預け入れて、犯罪収益等取得につき事実を仮装。
（罪　　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反
８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）
〒360―0041　埼玉県熊谷市宮町１丁目62番地
さいたま地方検察庁熊谷支部　被害回復給付金担当　電話番号　048―521―1214（代表）
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（さいたま地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（さいたま地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

犯罪被害財産支給手続終了決定公告

平成 23 年 12 月 12 日　　神戸地方検察庁検察官
下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第１項第３号の規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。
記
１　犯罪被害財産支給手続番号　神戸地方検察庁　平成22年第１号
２　犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日　平成23年12月12日
３　終了決定をした理由　資格裁定を受けた者に対して被害回復給付金の支給等を行った結果、給付資金に残余（11円）が生じたものの、当該残余給付資金をもっては特別支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認めたため。
４　この公告に関する問い合わせ先
〒650―0016　神戸市中央区橘通１丁目４番１号
神戸地方検察庁　被害回復給付金担当
電話番号　078―367―6100（内線304）
○　上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、神戸地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記４のとおり）。
○　当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、神戸地方裁判所に提起しなければなりません。

鉱業法第 189 条の規定による公告

経済産業省公告第 18 号
下記に掲げる抵当権者の所在が不分明であって、鉱業権の放棄による消滅登録の通知を送達することができないので、鉱業法第189条の規定により、鉱業原簿に記載された住所の所在地の区役所に通知の内容を掲示した。
記
登録番号　新潟県採掘権登録第35号　鉱業権者
新潟県三島郡出雲崎町大字小木337番地４　山田　寛一　抵当権者　東京都千代田区永田町１丁目11番６号・７号・16号・35号　村井吉兵衛
平成 23 年 12 月 12 日　　関東経済産業局長

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。
平成２３年（家）第３３０１号
愛知県半田市清城町２丁目29番地の１
申立人　浅井　哲也
本籍東京都中野区東中野２丁目16番地、最後の住所名古屋市千種区御棚町３丁目15番地の２　三旺マンション覚王山Ａ―503、死亡の場所名古屋市千種区、死亡年月日昭和61年10月８日、出生の場所不詳、出生年月日大正元年12月21日、職業不詳
被相続人　亡　大島由喜子
事務所名古屋市中村区椿町14―13　ウェストポイント1413　６階Ｄ号　弁護士法人グラス・オランジュ法律事務所名古屋事務所
相続財産管理人　弁護士　瀧　　薫子
名古屋家庭裁判所
平成２３年（家）第３４１０号
愛知県一宮市若竹３丁目２番２号
申立人　いちい信用金庫
本籍愛知県愛西市立田町富安150番地、最後の住所愛知県愛西市立田町東田面65番地２、死亡の場所愛知県弥富市、死亡年月日平成22年12月14日、出生の場所愛知県海部郡弥富町、出生年月日昭和７年９月28日、職業会社役員
被相続人　亡　横井　政信
事務所名古屋市中区丸の内３―17―４　第11ＫＴビル３階Ａ室　山田洋嗣法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山田　洋嗣
名古屋家庭裁判所
平成２３年（家）第６４８号
名古屋市守山区吉根３丁目726番地
申立人　伊藤　愛子
本籍名古屋市北区安井４丁目1002番地、最後の住所愛知県一宮市平島１丁目８番11号、死亡の場所愛知県一宮市、死亡年月日平成21年９月28日、出生の場所名古屋市北区、出生年月日昭和23年３月25日、職業無職
被相続人　亡　長瀬　末夫
事務所名古屋市中区丸の内３―14―33　本町法務ビル５階　鹿倉法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岡田　千絵
名古屋家庭裁判所一宮支部
平成２３年（家）第２６０１号
大阪府吹田市山田西２丁目８番―414号
申立人　森田　耕典
本籍京都市下京区二人司町12番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所京都市下京区、死亡年月日平成22年１月10日頃、出生の場所京都市上京区、出生年月日昭和７年10月28日、職業不詳
被相続人　亡　野田　淑子
事務所京都市下京区中堂寺前田町25番地
相続財産管理人　司法書士　森木田一毅
京都家庭裁判所